

議案第 55 号

杉並区立保育所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 9 月 10 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立保育所条例の一部を改正する条例

杉並区立保育所条例（昭和 36 年杉並区条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例

第 1 条に次の 1 項を加える。

- 2 法第 34 条の 15 第 1 項の規定に基づき法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業を行うため、杉並区立小規模保育事業所（以下「保育事業所」という。）を次のとおり設置する。

名称	位置
杉並区立小規模保育事業所宮前北	杉並区宮前三丁目 9 番 3 号

第 2 条を次のように改める。

（入所の資格）

第 2 条 保育所に入所できる者は、法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児（以下「保育を必要とする乳児・幼児」という。）又は法第 39 条第 2 項に規定する保育を必要とするその他の児童とする。

- 2 保育事業所に入所できる者は、保育を必要とする乳児・幼児であつて満 3 歳未満のものとする。

第 3 条第 1 号中「（次に掲げるものを除く。以下同じ。）」を削り、同号ア及びイを削る。

第 6 条第 1 項中「保育所」の次に「及び保育事業所（以下「保育所等」という。）」を加え、同条第 2 項中「保育所（）」を「保育所等（）」に改める。

第7条第1項及び第2項中「保育所」を「保育所等」に改める。

第9条第1項中「本人又はその」を「入所者の保護者又は」に改める。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条の改正規定（同条第2項に係る部分を除く。）並びに第3条第1号及び第9条第1項の改正規定並びに次項の規定（杉並区保育料等に関する条例（平成27年杉並区条例第18号）第3条第2項の改正規定に限る。）は、公布の日から施行する。

2 杉並区保育料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「、特別利用保育及び特定地域型保育」を「及び特定地域型保育（特別利用地域型保育を除く。）」に改め、同項第2号中「及び特別利用教育」を「、特別利用保育、特別利用教育及び特別利用地域型保育」に改め、同条第3項中「保育所に」を「保育所及び杉並区立小規模保育事業所（杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例（昭和36年杉並区条例第19号。以下「保育所等条例」という。）第1条第2項に規定する杉並区立小規模保育事業所をいう。以下同じ。）に」に、「保育所保育料」を「保育所等保育料」に改める。

第6条の見出しを「（区立保育所等延長保育料）」に改め、同条第1項中「杉並区立保育所条例（昭和36年杉並区条例第19号）第1条」を「保育所等条例第1条第1項」に改め、「除く。）」の次に「又は杉並区立小規模保育事業所」を加え、「区立保育所延長保育料」を「区立保育所等延長保育料」に改め、同条第2項中「区立保育所延長保育料」を「区立保育所等延長保育料」に改める。

第7条中「区立保育所延長保育料」を「区立保育所等延長保育料」に改める。

第8条中「保育所保育料又は区立保育所延長保育料」を「保育所等保育料又は区立保育所等延長保育料」に改める。

第9条第1項中「保育所保育料」を「保育所等保育料」に改める。

第10条中「区立保育所延長保育料」を「区立保育所等延長保育料」に改める。

（提案理由）

小規模保育事業所宮前北を設置する等の必要がある。

杉並区立保育所条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例				
<p style="text-align: center;"><u>杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 略</p> <p><u>2 法第34条の15第1項の規定に基づき法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行うため、杉並区立小規模保育事業所（以下「保育事業所」という。）を次のとおり設置する。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>杉並区立小規模保育事業所宮前北</u></td> <td style="text-align: center;"><u>杉並区宮前三丁目9番3号</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(入所の資格)</p> <p>第2条 <u>保育所に入所できる者は、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児（以下「保育を必要とする乳児・幼児」という。）又は法第39条第2項に規定する保育を必要とするその他の児童とする。</u></p> <p><u>2 保育事業所に入所できる者は、保育を必要とする乳児・幼児であつて満3歳未満のものとする。</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p>	名称	位置	<u>杉並区立小規模保育事業所宮前北</u>	<u>杉並区宮前三丁目9番3号</u>	<p style="text-align: center;"><u>杉並区立保育所条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 略</p> <p>(入所の資格)</p> <p>第2条 <u>保育所に入所できる者は、法第24条第1項の規定に基づく保育の実施（以下「保育の実施」という。）を承諾された者でなければならない。</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p>
名称	位置				
<u>杉並区立小規模保育事業所宮前北</u>	<u>杉並区宮前三丁目9番3号</u>				

第3条 区長は、保育所の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、保育所の管理の業務のうち次に掲げるもの（以下「管理の業務」という。）を行わせることができる。

(1) 指定管理者が管理する保育所（以下「指定管理保育所」という。）における保育事業_____に関する業務

(2)及び(3) 略

(休業日)

第6条 保育所及び保育事業所（以下「保育所等」という。）の休業日は、次に掲げる日とする。

(1)～(3) 略

2 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認めるときは、保育所等（指定管理保育所を除く。次条第2項において同じ。）の休業日を変更することができる。

3 略

(開所時間)

第3条 区長は、保育所の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、保育所の管理の業務のうち次に掲げるもの（以下「管理の業務」という。）を行わせることができる。

(1) 指定管理者が管理する保育所（以下「指定管理保育所」という。）における保育事業（次に掲げるものを除く。以下同じ。）に関する業務

ア 保育の実施の承諾、不承諾、解除、停止及び変更

イ 保育の実施に係る費用の徴収

(2)及び(3) 略

(休業日)

第6条 保育所_____の休業日は、次に掲げる日とする。

(1)～(3) 略

2 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認めるときは、保育所（指定管理保育所を除く。次条第2項において同じ。）の休業日を変更することができる。

3 略

(開所時間)

第7条 保育所等の開所時間は、午前7時30分から午後6時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認めるときは、保育所等の開所時間を変更することができる。

3 略

(指定管理保育所の延長保育の利用料金)

第9条 指定管理者は、指定管理保育所において午後6時30分を超えて保育を行つたときは、入所者の保護者又は扶養義務者から、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を徴収する。

2及び3 略

第7条 保育所の開所時間は、午前7時30分から午後6時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認めるときは、保育所の開所時間を変更することができる。

3 略

(指定管理保育所の延長保育の利用料金)

第9条 指定管理者は、指定管理保育所において午後6時30分を超えて保育を行つたときは、本人又はその扶養義務者から、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を徴収する。

2及び3 略

附則第2項による改正(杉並区保育料等に関する条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>(保育料)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の保育料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 特定教育・保育(保育に係るものに限る。)及び<u>特定地域型保育</u>(特別利用地域型保育を除く。)</p>	<p>(保育料)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の保育料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 特定教育・保育(保育に係るものに限る。)、<u>特別利用保育及び特定地域型保育</u></p>

別表第1

(2) 特定教育・保育（教育に係るものに限る。）、特別利用保育、特別利用教育及び特別利用地域型保育

別表第2

- 3 保育所及び杉並区立小規模保育事業所（杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例（昭和36年杉並区条例第19号。以下「保育所等条例」という。）第1条第2項に規定する杉並区立小規模保育事業所をいう。以下同じ。）に係る保育料（以下「保育所等保育料」という。）は区長に納付し、それ以外の保育料は支給認定子どもが受けた特定教育・保育等に係る特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者に支払うものとする。

（区立保育所等延長保育料）

第6条 支給認定保護者等は、保育料のほか、保育所等条例第1条第1項 _____ に規定する杉並区立保育所（指定管理者が管理するものを除く。）又は杉並区立小規模保育事業所において当該支給認定子どもに係る保育必要量を超えて当該支給認定子どもが保育を受けたときは、当該保育に係る費用（以下「区立保育所等延長保育料」という。）を区長に納付しなければならない。

別表第1

(2) 特定教育・保育（教育に係るものに限る。）及び特別利用教育

別表第2

- 3 保育所に

_____ 係る保育料（以下「保育所保育料」という。）は区長に納付し、それ以外の保育料は支給認定子どもが受けた特定教育・保育等に係る特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者に支払うものとする。

（区立保育所延長保育料）

第6条 支給認定保護者等は、保育料のほか、杉並区立保育所条例（昭和36年杉並区条例第19号）第1条に規定する杉並区立保育所（指定管理者が管理するものを除く。） _____ において当該支給認定子どもに係る保育必要量を超えて当該支給認定子どもが保育を受けたときは、当該保育に係る費用（以下「区立保育所延長保育料」という。）を区長に納付しなければならない。

2 前項の区立保育所等延長保育料の額は、規則で定めるところによる。

(通知)

第7条 区長は、保育料又は区立保育所等延長保育料の額を決定し、又は変更したときは、支給認定保護者等に通知しなければならない。

(納付期限)

第8条 支給認定保護者等は、保育所等保育料又は区立保育所等延長保育料を指定された期限までに納付しなければならない。

(督促及び滞納処分)

第9条 区長は、支給認定保護者等が保育所等保育料を前条の規定による期限までに納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。

2 略

(減免)

第10条 区長は、特別の事由があると認めるときは、保育料又は区立保育所等延長保育料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の区立保育所延長保育料の額は、規則で定めるところによる。

(通知)

第7条 区長は、保育料又は区立保育所延長保育料の額を決定し、又は変更したときは、支給認定保護者等に通知しなければならない。

(納付期限)

第8条 支給認定保護者等は、保育所保育料又は区立保育所延長保育料を指定された期限までに納付しなければならない。

(督促及び滞納処分)

第9条 区長は、支給認定保護者等が保育所保育料を前条の規定による期限までに納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。

2 略

(減免)

第10条 区長は、特別の事由があると認めるときは、保育料又は区立保育所延長保育料を減額し、又は免除することができる。